

● 評価書が必要な建築物

建築物の用途が以下に該当する

◎ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に該当する建築物

・ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所 → ①へ

・ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（以下「小学校等」という）
老人ホーム
老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

・ 体育館（一般公共の用に供されるもの） → ③へ

・ 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く）

病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所

ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

診療所

映画館、演芸場

公会堂

卸売市場、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ホテル、旅館

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿

博物館、美術館、図書館

遊技場

公衆浴場

飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

工場

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

◎ マンション

◎ 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令(※)で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 → ⑤へ

→ ②へ

→ ④へ

R3静岡市建築指導課

① 階数2以上 かつ
床面積の合計500㎡以上

② 階数2以上 かつ
床面積の合計1,000㎡以上

③ 階数1以上 かつ
床面積の合計1,000㎡以上

④ 階数3以上 かつ
床面積の合計1,000㎡以上

⑤ 階数1以上 かつ
床面積の合計5,000㎡以上

● 評価書等が必要な建築物

◎ 要安全確認計画記載（沿道）建築物（耐震診断が義務付けされたもの、既に対象絞り込み済）

○ 要安全確認計画記載（沿道）建築物に認められる評価書等

（耐震改修促進法第14条第1号に該当する用途・規模の建築物及びマンションは、評価書のみ）

- ・ 評価書
- ・ 耐震判定委員会に所属する判定委員による確認書
- ・ 建築構造関係の設計基準・指針等の策定委員を務めている専門家等による確認書
- ・ 建築確認済証の写し
- ・ 登録資格者講習を受けた第三者の建築士（ただし、建築士法における業務範囲に限る。）による確認書
- ・ 上記に掲げるもののほか、同等のもの